

渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱</p> <p>平成30年 3月 9日 制定                      平成30年10月 1日 一部改正                      令和 4年 1月26日 一部改正                      令和 4年 4月28日 一部改正                      令和 4年 6月 6日 一部改正  <u>令和 8年 4月 1日 一部改正</u></p>	<p>渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱</p> <p>平成30年 3月 9日 制定                      平成30年10月 1日 一部改正                      令和 4年 1月26日 一部改正                      令和 4年 4月28日 一部改正                      令和 4年 6月 6日 一部改正</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）、渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号。以下「条例」という。）及び渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する規則（平成30年渋谷区規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）、渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（平成30年渋谷区条例第6号。以下「条例」という。）及び渋谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する<u>条例施行</u>規則（平成30年渋谷区規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p><u>第2条及び第3条 削除</u></p>	<p><u>(その他地域団体)</u></p> <p><u>第2条 規則第7条第1項第2号に規定する地域的な共同活動を行う団体で区長が別に定めるものとは、次に掲げる団体とする。</u></p> <p><u>(1) 商店会</u>  <u>(2) 防犯協会</u>  <u>(3) 渋谷消防団</u></p> <p><u>2 規則第7条第1項第2号に規定する町会その他地域団体に加入していることを証する書類は、町会その他地域団体に係る年会費、組合費等の領収書、団員証等とする。</u></p> <p><u>(町会等への加入)</u></p> <p><u>第3条 住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理業者は、条例第7条第4項第3号の規定により町会、前条第1項第1号の商店会又は同項第2号の防犯協会に加入しようとする場合は、届出住宅の区域内に存する団体に加入しなければならない。</u></p>

<p>(省令で定める書類)</p> <p>第4条 省令第4条第4項第1号ホに規定する入居者の募集が行われていることを証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 当該住宅の広告紙面の写し</p> <p>(2) 賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し</p> <p>(3) 募集広告の写し</p> <p>(4) 募集の写真</p> <p>2 省令第4条第4項第1号へに規定する随時居住の用に供されていることを証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し</p> <p>(2) 高速道路の領収書の写し</p> <p>(3) 届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート</p> <p>3 省令第4条第4項第1号ルに規定する管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類は、誓約書（別記第1号様式）とする。</p> <p>4 届出者が法人である場合の省令第4条第4項第1号ワの欠格事項に該当しないこと等を誓約する書類は、誓約書（別記第2号様式）とする。</p> <p>5 届出者が個人である場合の省令第4条第4項第2号ハの欠格事項に該当しないこと等を誓約する書類は、誓約書（別記第3号様式）とする。</p>	<p>(省令で定める書類)</p> <p>第4条 省令第4条第4項第1号ホに規定する入居者の募集が行われていることを証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 当該住宅の広告紙面の写し</p> <p>(2) 賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し</p> <p>(3) 募集広告の写し</p> <p>(4) 募集の写真</p> <p>2 省令第4条第4項第1号へに規定する随時居住の用に供されていることを証する書類は、次のいずれかの書類とする。</p> <p>(1) 届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し</p> <p>(2) 高速道路の領収書の写し</p> <p>(3) 届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート</p> <p>3 省令第4条第4項第1号ルに規定する管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類は、誓約書（別記第1号様式）とする。</p> <p>4 届出者が法人である場合の省令第4条第4項第1号ワの欠格事項に該当しないこと等を誓約する書類は、誓約書（別記第2号様式）とする。</p> <p>5 届出者が個人である場合の省令第4条第4項第2号ハの欠格事項に該当しないこと等を誓約する書類は、誓約書（別記第3号様式）とする。</p>
<p><u>第5条及び第6条 削除</u></p>	<p><u>(規則で定める書類)</u></p> <p><u>第5条 規則第7条第1項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者又は宿泊者が、条例第9条第3項及び第4項に規定する町会その他地域団体が実施する地域活動（以下「地域活動」という。）に参加した内容、宿泊者の人数等を記した書類は、地域活動内容記録書（別記第4号様式）とする。</u></p> <p><u>(2) 規則第6条第3号に規定する苦情等に</u></p>

<p>(様式)</p> <p>第7条 規則第3条に規定する書類及び規則第7条第2項に規定する標識は、次に掲げる様式とする。</p> <p>(1) 規則第3条第1号に規定する消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類は、消防事前相談記録書（別記第6号様式）とする。</p> <p>(2) 規則第3条第2号に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置についての適合状況が確認できる書類は、原則として建築士が確認の上作成した書類（別記第7号様式）とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、健康推進部長が定める。</p> <p>別記第1号様式 (略)</p> <p>別記第2号様式 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記第3号様式 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記第4号様式 <u>削除</u></p> <p>別記第5号様式 <u>削除</u></p> <p>別記第6号様式 (略)</p>	<p><u>ついて概要をまとめた書類は、苦情等対応報告書（別記第5号様式）とする。</u></p> <p><u>2 住宅宿泊事業者は、前項に規定する報告を毎年3月末日までに、区長に提出するとともに、規則第5条に規定する住民及び町会に対して報告するものとする。</u></p> <p><u>(添付書類の不備について)</u></p> <p><u>第6条 規則第7条第1項に規定する添付された書類に、地域活動への参加の記載を欠く等の不備が認められる場合は、区長は、住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者に対し、当該書類の内容、地域活動に係る翌年度の方針等について聞き取りを行うものとする。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第7条 規則第3条に規定する書類及び規則第7条第2項に規定する標識は、次に掲げる様式とする。</p> <p>(1) 規則第3条第1号に規定する消防法令の適合状況について相談等を行った旨を証する書類は、消防事前相談記録書（別記第6号様式）とする。</p> <p>(2) 規則第3条第2号に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置についての適合状況が確認できる書類は、原則として建築士が確認の上作成した書類（別記第7号様式）とする。</p> <p><u>(3) 規則第7条第2項に規定する標識は、別記第8号様式とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、健康推進部長が定める。</p> <p>別記第1号様式 (略)</p> <p>別記第2号様式 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記第3号様式 <u>別紙のとおり</u></p> <p>別記第4号様式 <u>(略)</u></p> <p>別記第5号様式 <u>(略)</u></p> <p>別記第6号様式 (略)</p>
---	---

別記第7号様式 <u>別紙のとおり</u>	別記第7号様式 <u>別紙のとおり</u>
別記第8号様式 <u>削除</u>	別記第8号様式 <u>(略)</u>

附 則（令和8年4月1日区長決裁）

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。ただし、別記第2号様式、別記第3号様式及び別記第7号様式の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の渋谷区住宅宿泊事業の実施に関する要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。